

庁内情報利用パソコン  
(別紙 導入機器の仕様)

## 1 導入機器一覧

機 器	台 数	
端末	477 台	ノート型パソコン 〔Windows 11 Pro 64bit 日本語版を調達し、本市より提供する Windows 11 Enterprise をインストールすること。〕
プリンタ	478 台	

## 2 庁内情報ネットワーク端末（ノート型パソコン）

### 2. 1 ハードウェア仕様

本体	アーキテクチャ	PC/AT 互換機
	形状	ノート型コンピュータ
	CPU	以下のプロセッサ相当以上を搭載すること。 インテル Core™ i3-1115G4 相当以上 (借入期間完了までハードウェア製品及びソフトウェア製品のサポートが提供される CPU を搭載している機種であること。)
	メモリ	8G バイト以上
	内蔵SSD	SSD 256Gバイト以上
	光ディスク装置	有無は不問
	電源コンセントの形状	2極差込み型（※変換アダプタ等の利用については本市と調整を行うこと。）
	セキュリティチップ	TPM2.0 準拠のセキュリティチップを搭載していること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュアブート可能な UEFI であること。</li> <li>・DirectX 12 に対応していること。</li> </ul>
ディスプレイ	形状	15.6 インチ以上の TFT 薄型カラー液晶
	解像度	総ドット数 1,920×1,080 ドット以上
ネットワーク	有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX に対応していること。
	無線 LAN	IEEE802.11 a/b/g/n/ac に対応していること。
マウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB ポート接続とすること。(Bluetooth 接続は不可)</li> <li>・光学式でボタン数は3以上(ホイールボタンを含む)とすること。 (本体に付属していない場合は、別途用意すること)</li> </ul>	
キーボード	日本語キーボード テンキー付も可	
入出力	ヘッドセットジャック、内蔵ステレオスピーカー、マイクロフォン	
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB ポートは3ポート以上とする。 (ただし、内蔵型でUSB 2.0×2ポート以上(USB 3.0との兼用可)を搭載することとし、USB ハブを装着させる場合は、ケーブル長は30cm以上で、バスパワーによる電力供給とすること。また、机上でUSB ハブを固定するためのマグネットを取り付けること。)</li> <li>・HDMI 出力端子×1 または microHDMI 出力端子×1 または VGA 出力端子×1 を搭載すること。</li> <li>・BlueTooth 機能を搭載すること。</li> </ul>	
WEBカメラ	本体前面：92万画素以上	
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リチャージャブルバッテリー内蔵</li> <li>・付属電源アダプタで充電可能なこと</li> <li>・停電等の緊急時において、安全にコンピュータを終了させ、電源を遮断する(シャットダウン)ための時間を確保できる容量を搭載したもの。</li> </ul>	
その他付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用電源アダプタ</li> </ul>	

## 2. 2 ソフトウェア仕様

ソフトウェア	数量	備考
Microsoft Windows 11 Enterprise 22H2	各1 (計 477)	本市指定ソフトウェア (マイクロソフト社製) 本市より提供
Adobe Acrobat Reader 2020	各1 (計 477)	バージョンは納入後構築時に 本市へ確認すること

- \* OSについては、本市より提供するMicrosoft Windows 11 Enterprise をインストールすること。
- \*各端末へMicrosoft 365 Apps for Enterprise、Trend Micro Apex One クライアントソフト、SKYSEA Client View 等をインストールすること。ライセンスは本市で保有しているので、バージョン、インストールキー、ディスクキット等について納入後構築時に本市へ確認すること。
- \*上記以外のソフトウェアで、端末にバンドルされているソフトウェアがある場合は、ソフトウェアの製品名、メーカー名、製品バージョン、製品エディションを明記した一覧を本市へ提出すること。

## 2. 3 端末に関する補足事項

No.	補 足 事 項
1	パソコン本体、その他すべての付属品は、本市が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	パソコン本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
3	パソコン本体及びその他すべての付属品は、それぞれ同一仕様の同一機種で統一すること。
4	パソコン本体及びその他すべての付属品は、本市が指定する場所に設置すること。 また、設置後すべての機器に対して動作確認を行うこと。
5	本市が指定する場所に筐体を設置調整し、ネットワークケーブルの敷設も行うこと。 ネットワークケーブルはカテゴリ 5e 以上対応で 10m 程度。
6	パソコン本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
7	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
8	導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
9	工場出荷時の状態で NTFS 形式によりフォーマットされていること。
10	本市が指定するソフトウェア以外はインストールしないこと。
11	各パソコンのソフトウェア仕様に記述されている OS、アプリケーションが稼動すること。
12	ソフトウェア仕様に記述されている OS、アプリケーションは、本市指定のパッチファイルもインストールすること。なお、本項目の詳細については本市が別途提示するシステム構築仕様書にて指定する。
13	ソフトウェアのサポートについては受注業者が代行すること。
14	マウスは右手及び左手での使用に支障がない形状であること。
15	パソコン本体等に本市が指定する機器番号を貼ること。
16	ネットワークケーブルに本市が指定するマーキングを貼ること。
17	ハードディスクの最初のドライブ名は C ドライブであること。
18	光学ドライブにおける CD-ROM 機能は、OS の機能で利用を制限できること。
19	ウイルスチェックソフトウェア (Trend Micro Apex One クライアントソフト) の配布クライアントとしてセットアップすること。
20	ハードウェア仕様に記述されている CPU は他社製品でも同等スペックであれば認める。
21	「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。

### 3 プリンタ

#### 3.1 ハードウェア仕様

形式	ページプリンタ（モノクロ）	
プリント方式	半導体レーザ+乾式電子写真方式相当またはLEDヘッド+乾式電子写真方式相当	
解像度	通常 600dpi, 最高 1200dpi 以上	
給紙方法	カセット自動給紙、用紙トレイ (カセットは2段以上あること。オプションの利用可)	
印刷速度	A4 横送り	25 枚/分以上
	A3	15 枚/分以上
搭載メモリ	128Mバイト以上	
インターフェース	USB2.0 以上	
ネットワークインターフェース	100Base-TX 対応	
用紙サイズ	カセット	A3～B5 に対応していること。
	手差しトレイ	A3～はがきサイズに対応していること。
給紙容量	カセット	カセットは 200 枚以上 同時給紙で 2 種類対応
消費電力	最大	1250W 以下
	節電時	30W 以下
装置寸法 (幅×高さ×奥行)	カセット未装着	600mm×500mm×500mm 以下
	カセット装着	600mm×650mm×650mm 以下
質量 (本体のみ)	25kg 以下	
対応オペレーティングシステム	(Microsoft) Windows 10、Windows11	
その他	両面印刷が可能であること (オプションの利用も可)	

#### 3.2 プリンタに関する補足事項

No.	補 足 事 項
1	プリンタ本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
2	プリンタ本体及びその他すべての付属品は、本市が指定する場所に搬入・設置すること。 また、設置後すべての機器に対して動作確認を行うこと。
3	本市が指定する場所に筐体を設置調整し、ネットワークケーブルの敷設も行うこと。
4	プリンタ本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
5	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
6	導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
7	ハードウェアならびにドライバソフトウェアのサポートについては、受注業者が代行を行うこと。
8	Web の管理画面等を有する場合は、本市の指示に従って管理者ユーザ ID 及びパスワードをデフォルトから変更すること。
9	ネットワークケーブルに本市が指定するマーキングを貼ること。
10	プリンタ本体等に本市が指定する機器番号を貼ること。
11	「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。